

令和5年度  
福岡市博多保健所運営協議会

日 時 令和5年8月31日(木)

午後6時30分 開会

場 所 博多区役所 5階 集団指導室

# 令和5年度福岡市博多保健所運営協議会 次第

## I 保健所長あいさつ

## II 委員紹介

## III 職員紹介

## IV 議題

議題1 会長及び副会長の選出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

議題2 令和4年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

1 感染症業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

2 原子爆弾被爆者・特定疾患患者・肝炎治療等に係る事務  
及び難病対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

3 新型コロナウイルス感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

4 特定健診・がん検診・健康づくり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ

5 母子保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ

6 精神保健福祉業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ

7 校区献血支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ

8 地域保健福祉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

9 暮らしの衛生・食の安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 ページ

10 医薬務業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 ページ

議題3 令和5年度事業計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 ページ

第1 健康課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 ページ

第2 地域保健福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 ページ

第3 衛生課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 ページ

## V 添付資料

・福岡市保健所運営協議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 ページ

・福岡市保健所運営協議会条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 ページ

・福岡市博多保健所運営協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29 ページ

・博多保健所の事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 ページ

・博多保健所関係役付職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 ページ

## 議題1 会長及び副会長の選出について

博多保健所運営協議会の現委員の任期は、福岡市保健所運営協議会条例第3条に基づき2年と規定されており、令和4年8月1日から令和6年7月31日までとなっているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症まん延のため協議会が開催できず、会長と副会長を選出できなかった。

このため、同条例第4条第2項の規定に基づき、会長と副会長を委員の互選により新たに選出するもの。

区 分	氏 名
会 長	福岡市議会 川口 浩
副 会 長	博多区医師会 安田 哲二郎

参考 ○ 福岡市保健所運営協議会条例（抜粋）

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 （省略）

3 （省略）

（組織）

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

（運営）

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## 議題2 令和4年度事業報告について

### 1 感染症業務

#### (1) 結核対策

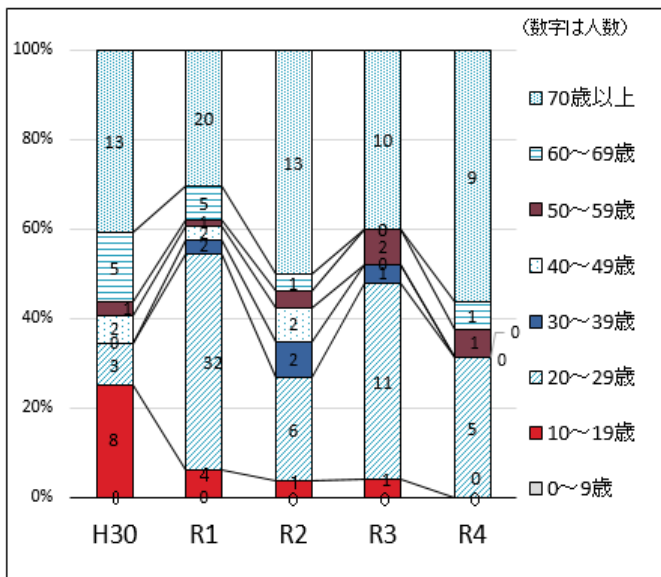
結核予防についての理解を深めるため、啓発活動を行った。また、患者の治療中断を防ぐため、患者管理（初回面接、退院時面接など）やDOTS（直接服薬確認療法）による服薬支援を行うとともに、早期発見・早期治療のため、定期健診及び接触者健診を実施した。

#### ① 結核患者登録数の推移

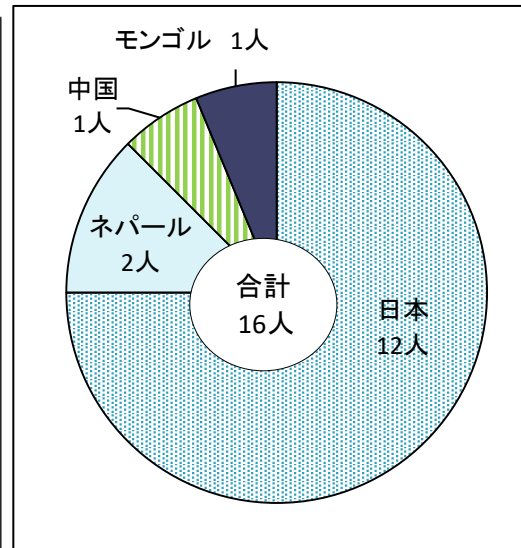
(単位；人)

区分	令和4年	令和3年
年末時登録者数 (R4. 12. 31 時点)	48	58
新登録者数 (R4. 1～12月累計)	16	25

#### ② 過去5年の新登録者数の年齢別推移



#### ③ 新登録者の国籍



#### ④ 結核健診受診者数

(単位；人)

区分	令和4年度	令和3年度
一般住民健診	796	613
接触者健診	116	115
管理検診	34	32
その他	72	65
計	1,018	825

#### ※ ホームレス結核健診（ハイリスク者）

移動型（博多駅・天神等）のホームレス等を対象に、胸部X線検査の健診を実施したが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症流行拡大の影響のため、受診者数0となった。

(単位：人)

	受診者	うち要精密
令和3年度	4	0
令和4年度	0	0

(2) 感染症対策

感染症法に基づく防疫活動、予防・衛生教育、相談事業、性感染症検査を実施した。なお、感染症の届出件数は次のとおり。

① 発生届出件数（令和2年度-令和4年度 二類、三類、四類、五類（全数把握）感染症）  
（単位；件）

疾患名		博多区			福岡市		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
三類	細菌性赤痢	0	0	0	1	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	35	13	23	74	78	124
四類	E型肝炎	0	1	0	4	2	1
	A型肝炎	0	0	0	1	1	1
	重症熱性血小板減少症候群	0	0	0	1	0	1
	チクングニア熱	0	0	1	0	0	2
	つつが虫病	0	0	0	0	1	3
	デング熱	0	0	7	0	0	9
	日本紅斑熱	0	0	0	1	5	3
	ボツリヌス症	0	0	0	1	0	0
	マラリア	0	0	0	0	0	1
	ライム病	0	0	0	0	0	1
レジオネラ症	2	2	0	10	12	24	
五類	アメーバ赤痢	2	3	1	7	11	15
	ウイルス性肝炎（E型・A型を除く）	0	1	0	2	5	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	9	2	6	46	27	37
	急性弛緩性麻痺	0	0	0	1	0	3
	急性脳炎	0	0	1	11	16	23
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1	0	0	2	2
	劇症型溶血性連鎖球菌感染症	0	0	2	16	7	15
	後天性免疫不全症候群	0	2	0	39	44	42
	ジアルジア症	0	0	0	1	0	2
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1	1	2	5	3
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	3	3	3	21	25	28
	水痘（入院事例に限る）	0	1	0	3	4	4
	梅毒	25	47	63	161	226	415
	播種性クリプトкокクス症	0	0	0	2	0	1
	破傷風	0	0	0	1	1	1
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	0	0	2	3	2
	百日咳	4	0	0	20	5	12
風しん	0	0	0	2	0	1	
麻しん	0	0	0	0	1	0	

② 感染性胃腸炎集団発生件数（令和2年度-令和4年度、博多区・福岡市）（単位；件）

施設区分		件数					
		博多区			福岡市		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
社会福祉施設	保育園	10	15	11	94	84	89
	高齢者施設	2	1	0	3	2	0
	障がい者施設	0	0	0	1	1	0
医療機関		0	0	0	0	0	0
合計		12	16	11	98	87	89

③ HIV検査数（令和2年度-令和4年度）（単位；名）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受検者数	陽性者	受検者数	陽性者	受検者数	陽性者
博多区	595	7	667	2	834	4
福岡市	1,460	9	1,569	8	1,984	12

※博多保健所実施日時：木曜（毎月第2、4）9:00～11:00／水曜（毎月第2、4）16:00～18:00

2 原子爆弾被爆者・特定疾患患者・肝炎治療等に係る事務及び難病対策

- (1) 原子爆弾被爆者や指定難病医療及び肝炎治療に係る諸申請の窓口としての事務を行った。  
（単位；人）

事業別	令和4年度	令和3年度
原子爆弾被爆者手帳所持者 *1	205	225
特定医療費(指定難病)受給者証所持者	新規申請*2	349
	受給総数	1,527
肝炎治療受給者証申請者	191	185

\*1 年度末現在

\*2 転入による新規申請も含む

- (2) 難病講演会

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、難病講演会は区での開催は中止とし、市で開催した。

3 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 各波ごとの陽性者数（市内全体）※R4.9.26～全数届出見直し（高齢者・妊婦等4類型）

		第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波	第8波	総数
		R1.12～R2.5.14	R2.5.15～R2.10.8	R2.10.9～R3.2.28	R3.3.1～R3.7.11	R3.7.12～R3.10.14	R3.10.15～R4.6.1	R4.6.2～R4.10.5	R4.10.6～R5.2.13	
市内	新規陽性者数 *1	372	2,656	6,288	7,715	17,279	125,866	215,115	134,700	509,991
	（うち博多区）*2	(100)	(661)	(1,538)	(1,791)	(4,155)	(22,357)	(36,279)	(4,056)	70,937
	1日あたりの最大新規陽性者数	26	116	229	312	625	2,438	5,776	3,828	-
	最大陽性者数を記録した日	4/4/10	7/31	1/7	5/12	8/18	1/29	7/14	1/6	-

\*1 医療機関で陽性と診断された者の数（発生届出数のほか、R4.9.26以降の全数届出見直しにより届出対象外となった者（64歳以下など）の数も含む）

\*2 発生届出数

- (2) 保健所における対応（5類移行まで）
- ・医療機関からの発生届受理
  - ・積極的疫学調査（陽性者に対する健康観察、濃厚接触者の特定等）
  - ・陽性者に対する就業制限通知書、自宅療養証明書の発行
  - ・陽性者に対する宿泊療養、移送等にかかる調整
  - ・陽性者の入院調整
  - ・市民、高齢者施設、児童福祉施設、医療機関等からの各種相談対応
  - ・濃厚接触者等に対する行政検査（地域外来・検査センター等）調整
  - ・高齢者施設、児童福祉施設、民間企業等に対するクラスター発生時の施設調査や感染対策指導 など
- (3) 保健所における対応（5類移行後）※R5.5.8～
- ・市民、高齢者施設、児童福祉施設、医療機関等からの各種相談対応
  - ・高齢者施設、児童福祉施設等に対する施設調査や感染対策指導
  - ・医療機関に対する入院調整支援 など

#### 4 特定健診・がん検診・健康づくり事業

住民の健康増進を目的として特定健診・特定保健指導や各種がん検診を行った。

##### (1) 健診等

###### ① 特定健診・特定保健指導

###### ア 福岡市での実施内容

- ・対象者：40～74歳の国民健康保険に加入している者
- ・実施機関：委託医療機関、各区保健福祉センター、健康づくりサポートセンター

###### イ 実績

- ・受診者数 (単位；人)

区 分		対象者数	受診者数	受診率
令和2年度	福岡市	187,928	47,517	25.3%
	博多区	25,171	5,557	22.1%
令和3年度	福岡市	185,296	49,869	26.9%
	博多区	24,728	5,823	23.5%
令和4年度	福岡市	208,704	55,804	26.7%
	博多区	28,145	6,600	23.4%

令和3年度まで国法定報告／令和4年度は集計中のため速報値(R5/7/24現在)

- ・博多区実施機関別受診者 (単位；人)

区 分	実施機関	受診者数
令和3年度	博多区保健福祉センター	928
	医療機関	5,740
令和4年度	博多区保健福祉センター	1,054
	医療機関	5,596

(他区住民も含むため、法定報告と受診者数は異なる。)

② がん検診の実績

大腸がん (単位；人)

区 分		保健福祉センター等	医療機関
令和3年度	福岡市	13,041	23,548
	博多区	1,547	2,732
令和4年度	福岡市	14,664	23,657
	博多区	1,730	2,807

胃がん (単位；人)

区 分		保健福祉センター等	医療機関
令和3年度	福岡市	6,288	18,929
	博多区	725	1,915
令和4年度	福岡市	6,916	20,434
	博多区	883	1,944

子宮頸がん (単位；人)

区 分		保健福祉センター等	医療機関
令和3年度	福岡市	10,060	46,353
	博多区	1,157	5,407
令和4年度	福岡市	10,125	42,387
	博多区	1,289	4,517

前立腺がん (単位；人)

区 分		医療機関
令和3年度	福岡市	15,901
	博多区	1,518
令和4年度	福岡市	17,619
	博多区	1,697

乳がん (単位；人)

区 分		保健福祉センター等	医療機関
令和3年度	福岡市	9,645	11,688
	博多区	1,193	1,775
令和4年度	福岡市	10,019	11,238
	博多区	1,237	1,772

肺がん (単位；人)

区 分		保健福祉センター等
令和3年度	福岡市	14,563
	博多区	1,671
令和4年度	福岡市	16,431
	博多区	2,004



③ 骨粗しょう症検査 (単位；人)

区分	男性	女性
令和3年度	171	524
令和4年度	228	576

④ よかドック30 (単位；人)

区分	区内実施医療機関	7区全体
令和3年度	460	3,096
令和4年度	537	3,115

⑤ 栄養改善対策

ア 特定健診・母子保健事業等の中で栄養指導や栄養相談を実施した。

(単位；人)

事業別		令和4年度		令和3年度	
栄養 改善	相談	母子	364	304	
		成人	490	323	
	教育	母子	22回 344	3回	30
		成人	50回 918	17回	306

イ 給食施設等指導

(単位；施設)

給食施設従事者指導延数	特定給食施設		小規模給食施設	計
	1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回50食以上又は1日100食以上	
令和3年度	0	0	1	1
令和4年度	2	2	2	6

ウ 食品表示法に基づく栄養成分表示、栄養機能食品、機能性表示食品及び健康増進法に基づく健康の増進効果に関する虚偽誇大表示に関する相談・指導を行った。

(単位；件)

区分		令和4年度		令和3年度	
		博多区	福岡市総数	博多区	福岡市総数
栄養表示	相談	42	126	54	174
	指導	2	3	0	1
虚偽誇大表示	相談	0	4	2	2
	指導	1	5	2	2

エ 食育推進事業

○望ましい食生活の実践（子ども期からの正しい食習慣の定着・生活習慣病予防）を目的とした事業を実施した。

・ 栄養相談

子どもプラザを利用する保護者を対象に、乳幼児の食生活に関する個別相談を実施した。

(会場：山王こどもプラザ 奇数月、博多南こどもプラザ 偶数月)

年間 計 12回実施 47人

- ・ 料理教室（生活習慣病予防）  
 特定健診受診者のうち食習慣の改善を要する人を対象として、料理教室を開催  
 2回開催 10人参加

○健康・食育パートナーズ事業

食環境整備の一環として、健康に配慮したメニューやサービスを提供している飲食店等が福岡市と一緒に市民の健康づくりを応援する登録事業。

(単位；店舗)

区分	博多区登録数	福岡市総数
令和4年度末現在	18 (うち令和4年度新規 2)	136

オ 国民健康・栄養調査

国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とした調査。  
 令和4年度は博多区諸岡1丁目の1単位地区で調査を行った。

⑥ 歯科保健

1歳6か月児健診及び3歳児健診で歯科健診を実施した。  
 (令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1歳6か月児健診での歯科健診は、委託医療機関での個別健診を実施。)

(単位；人)

事業別		令和4年度		令和3年度	
歯科健診	1歳6か月児	63回	1,920	委託	1,285
	3歳児	60回	1,721	81回	1,748
計			3,641		3,033

※ なお、満35・40・50・60・70歳の方を対象に、歯科節目健診を福岡市歯科医師会に委託し実施した。

(2) 健康づくり

管内の関係団体等の代表者で組織する「博多区健康づくり実行委員会」が主催し、よかあんばいの健康食教室およびはかた健康川柳の募集を行った。なお、例年実施していた健康フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

5 母子保健事業

「福岡市子ども総合計画」に基づき、母親と子どもの体と心の健康を守るため、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、地域の子育て支援体制づくりの支援に努めている。

(1) 健康診査、医療費助成等

事業内容	令和4年度		令和3年度	
	開催回数	参加者数 (受診率)	開催回数	参加者数 (受診率)
4か月児健康診査	医療機関委託	2,058人 (97.7%)	医療機関委託	2,138人 (96.9%)
1歳6か月児健康診査	63回	1,920人 (98.3%)	医療機関委託	1,981人 (96.1%)
3歳児健康診査	60回	1,721人 (94.8%)	81回	1,750人 (92.8%)
母子健康手帳交付	2,441人		2,605人	
妊婦健診助成券償還払申請	311件		346件	
未熟児養育医療申請	47件		42件	
自立支援(育成)医療申請	28件		28件	
小児慢性特定疾患治療研究事業 受給者数	167件		162件	
不妊に悩む方への治療費助成事業(特定・一般) (※)	申請 特定75件	申請 一般23件	申請 特定406件	申請 一般77件
マタニティスクール (個別相談)	7回	延 14人	12回	延 30人

※ 令和4年4月から不妊治療が保険適応となった事に伴い、不妊助成事業は令和3年度で終了。令和4年度は、経過措置としての助成事業(年度をまたぐ1回の治療)を実施。

(2) 母子保健に関する訪問

妊娠届・出生連絡票・医療機関からの情報提供等により把握した、妊産婦・未熟児・新生児・乳児・幼児を、健康課の母子訪問指導員と地域保健福祉課の保健師で訪問した。

福岡市出産・子育て応援事業が令和5年1月27日から開始。訪問時に給付金の申請書を交付している。

① 妊産婦訪問指導実績

(単位;人)

年度	総数(A+B)		母子訪問指導員A (産婦のみ)		保健師 B		Bの内訳			
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	妊婦		産婦	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
3年度	1,538	1,928	1,055	1,056	483	872	32	44	451	828
4年度	1,801	2,055	1,291	1,291	510	764	31	45	479	719

② 新生児・乳児訪問指導実績

(単位;人)

	母子訪問指導員		保健師		総数	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
令和3年度	1,055	1,056	377	646	1,432	1,702
令和4年度	1,291	1,291	571	818	1,862	2,109

③ 未熟児・幼児訪問指導実績（保健師）（単位；人）

	未熟児		幼児	
	実数	延数	実数	延数
令和3年度	115	191	67	114
令和4年度	129	170	53	71

6 精神保健福祉業務

(1) 精神保健福祉相談

定例相談は精神科医師による予約制の面接相談であり、常時は精神保健福祉相談員が相談に対応している。（単位；件）

事業名		令和4年度		令和3年度		備考
		来所	電話	来所	電話	
定例	心の健康相談	17	/	19	/	月1回・年10回開催
	母の心の健康相談	3		6		隔月1回・年6回開催
常時相談		10,089	10,273	9,001	10,171	
合計		10,109	10,273	9,026	10,171	
精神保健福祉相談合計		20,382		19,197		
家庭訪問		実31・延96		実46・延110		

(2) 精神保健福祉に関する普及・啓発事業

「うつ病予防教室」「心の病で悩んでいる家族のための講座」等を開催している。

事業名	令和4年度		令和3年度	
	回数	人数	回数	人数
心の病で悩んでいる家族のための講座	1回	23人	中止	中止
うつ病予防教室	1回	22人	1回	5人
若者の自殺予防講演会	1回	12人	中止	中止
精神障がい者家族のつどい	9回	63人	中止	中止
精神保健福祉ネットワーク会議（※）	1回	44人	中止	中止

※関係機関とのネットワーク強化と支援体制づくりを目的に実施している。

(3) アルコール保健対策

平成27年2月に改正された「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づき、平成27年度より飲酒運転初回違反者を対象とした適正飲酒指導を行っている。

事業名	令和4年度		令和3年度	
	回数	人数	回数	人数
適正飲酒指導	2回	2人	4回	5人

(4) 精神障がい者の社会復帰・在宅福祉サービス

障害者総合支援法、精神保健福祉法に基づき、自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳・障がい福祉サービスの申請・交付及び利用の相談を受け付けている。

(単位；人)

区 分	令和4年度	令和3年度
精神保健福祉手帳所持者数	3,207	2,931
障がい福祉サービス支給決定者数	2,720 (延べ)	2,436 (延べ)
自立支援医療認定者数	4,701	4,464

(5) 精神適正医療対策

精神保健福祉法に基づく措置診察・措置入院に関する業務を行っている。

区 分	令和4年度	令和3年度
措置診察申請数	89人	85人
措置診察実施件数	24件	20件
緊急措置診察件数	25件	12件

平成30年3月に、措置入院後、継続的かつ確実に包括的な支援を提供することを目的として、自治体が退院後支援に関する計画を作成するためのガイドラインが厚生労働省より出されている。

福岡市では同年9月よりガイドラインに基づいた退院後支援に取り組んでいる。

※令和4年度措置入院者の退院後の支援(退院後支援計画作成)状況

対象者	支援実施
7人	7人

7 校区献血支援

市民の医療用血液を安定して確保するため、22校区に設置されている校区献血推進協会の活動を支援した。

## 8 地域保健福祉事業

### (1) 母子保健事業

「福岡市子ども総合計画」に基づき、母親と子どもの体と心の健康を守り、孤立化や虐待への移行を予防し、健全な子育てが出来るように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うと共に、地域の子育て支援を行う。

#### ① 健康教育

〈保健福祉センターで行う事業〉

教室名		令和4年度		令和3年度	
		開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
ほやほやママの子育て教室		6回	169人	3回 (中止3回)	100人
子育てホッとひろば 「はかたん」	講演会	1回	38人	1回	31人
	サロン	6回	55人	3回 (中止3回)	35人

ほやほやママの子育て教室…生後間もない育児不安の強い時期(生後2～3ヶ月)の第1子を持つ保護者を対象に、育児の基礎知識・技術の提供や参加者同士の交流を図る。

子育てホッとひろば「はかたん」(発達の遅れが気になる児と保護者のためのサロン)…平成29年度より開始。発達に遅れがある児や遅れが気になる児とその保護者を対象に講演会やサロンを開催し、悩みを共有したり、知識を得たり、専門職に相談することで安心して子育てできるように支援する。

〈公民館や集会所で行う事業〉

	令和4年度		令和3年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
母子巡回健康相談	67回	1,045人	39回	581人
子育てサロンでの教育	21回	489人	12回	258人
育児サークルでの教育	3回	66人	3回	37人
公民館乳幼児学級での教育	28回	399人	13回	138人

#### ② 健康相談

	令和4年度		令和3年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
上記教室に参加した乳幼児の育児相談や母親の健康相談等	64回	826人	41回	456人

#### ③ 地域での子育て支援体制づくり(地域組織活動)の支援

	令和4年度 開催回数	令和3年度 開催回数
子育てサロンや育児サークルの運営支援会議、子育てサロンサポーター養成講座、子育てサロンサポーター交流会、育児サークル交流会等	10回	2回

④ 家庭訪問

(3) 家庭訪問に掲載。

(2) 成人・高齢者事業

① 健康日本 21 事業の推進

「第 2 期健康日本 21 福岡市計画」に基づき、市民と共働で自ら取り組む健康づくりを推進している。継続した健康づくりを目指し、校区における健康づくり推進組織の育成とネットワークづくりを行った。生活習慣病対策・重症化予防対策として、所内や公民館で健康づくり教室等を実施し、校区においては「健康ふくおか 10 か条」を基に、健康目標を設定して健康づくりの取り組みを推進した。

また、勤労世代の健康づくり推進のために 20 代～50 代の女性を対象とした「おうちで美力 UP 講座」をオンラインで開催した。

事業内容	令和 4 年度		令和 3 年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
健康教育 (内容) 生活習慣病予防、がん予防、 ウォーキング推進、こころの健康、 結核・感染症予防及びネットワークづくり のための地区組織活動等	180回	2,321人	115回	1,231人
健康相談(介護予防含)	99回	825人	5回	30人

<壮年期女性や勤労世代の健康づくり事業>

教室名	事業内容	実施回数	参加実人数
①おうちでできる 美力 UP 講座 ZOOM オンライン	対象者：20 歳～50 歳の女性 はじめてのピラティスチャレンジ	2 回	27 名

② 介護予防事業

高齢者が地域で健康に生活できるように、継続的な健康づくりや介護予防に取り組んでおり、健康づくり・転倒予防、介護予防を目的とした運動教室や生き生き講座等を行った。

また、高齢化の進展でさらに増加する認知症の予防を目的に「認知症予防教室」開催、さらに教室終了後も継続した運動習慣等を定着させるため、自主グループ育成等の働きかけを積極的に行った。平成 29 年度から高齢者が身近な場所で介護予防に取り組めるよう「よかトレ実践ステーション」の創出を行うとともに、活動継続のため健康運動指導士等の派遣やグループ交流会等も実施した。

<介護予防事業実績>

教室名	事業内容	令和 4 年度 実績		令和 3 年度 実績	
		回数	延人数	回数	延人数
運動からはじめる 認知症予防教室	・ 認知症予防に効果的な有酸素運動を中心に実施。教室終了後は運動継続のための自主グループ結成を働きかける。 【対象者】区内に住む運動が可能な 65 歳以上で介護サービスを利用していない方 【回数】年 4 回 3～5 回シリーズ 【場所】所内 (弥生、千代、大浜) 公民館	13	167	4	36
生き生き講座	健康づくりや介護予防、認知症予防をテーマに地域へ出向いて実施している講座やネットワークづくり。	196	3,007	133	2,044
地域リハビリテーション活動支援事業 (H29 年度新規)	地域で活動する介護予防グループ(よかトレ実践ステーション等)に理学療法士・健康運動指導士等を派遣し、運動の定着化を図り継続した活動を支援する。	5	65	0	0
介護予防教室	体力測定及び自宅でできる運動(ストレッチ・筋トレ等)を中心に委託事業者が実施。 【対象者】要支援・要介護状態となるおそれの高い 65 歳以上の高齢者 【回数】1 教室(5 回シリーズ)を 3 か所で年 3 クール実施。	45	306	30	170
博多区よかトレ交流会 (自主グループ交流会)	・ 各グループの活動状況を情報交換し、活動の活性化を図る。 【対象者】よかトレ実践ステーション登録しているグループ	16	28	2	33
訪問型介護予防事業	閉じこもりがちな高齢者等を対象に、家庭訪問により、介護予防や生活習慣病予防についてアドバイスをを行い、自立した生活を送ることができるように支援する。 【対象者】うつや閉じこもり等で通所の教室への参加が困難な高齢な方 【回数】1 クール約 3 か月間	0	0	2 ケース	10



〈よかトレ実践ステーションの創出〉 平成 29 年度開始

高齢者が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組む団体（よかトレ※実践ステーション）の創出を支援する。（※「よかトレ」とは～福岡市が推奨する筋トレ・ストレッチを中心とした介護予防に資する体操）

**【よかトレ実践ステーション認定条件】**

- ①地域の方が自由に参加できる体制である
- ②月 2 回以上の活動があり、毎回よかトレを実践している
- ③65 歳以上の福岡市民が 5 名以上参加し、活動場所が市内である。

**【設置目標】**

令和元年度末 全 22 校区(地区)に 1 カ所以上創出

**【設置状況】**

設置校区(地区)数	設置団体数
22 校区/22 校区中 (設置校区割合 100%)	141 か所 (内 令和 4 年度新規設置 10 団体)

(3) 家庭訪問

低出生体重児・新生児・乳幼児や乳幼児健診の未受診者及びフォロー者に対し家庭訪問を行い、健全な子育てのための支援や育児不安の解消、子どもの虐待防止に努めた。また、生活習慣病、精神疾患、結核罹患患者等に対し個別の健康支援を行った。

種 別	令和 4 年度		令和 3 年度	
	実数	延数	実数	延数
妊婦・産婦・母性	541	807	527	942
未熟児・新生児・乳児・幼児・児童	564	808	567	964
長期療養児・心身障がい児	7	10	6	11
精神障がい者	9	40	17	51
成人・高齢者（認知症等含む）	13	20	9	16
結核	13	23	35	46
その他（心身障がい者・難病等）	1	1	0	0
合 計	1, 148	1, 709	1, 161	2, 030

(4) 事例検討会

子どもの虐待を含む母子の育児支援や、精神・結核ケースへの支援推進のために、関係機関と事例検討会を行った。

令和 4 年度	令和 3 年度
139回	131回

(5) 地域づくり・ネットワーク会議等

各校区において2月から3月にかけて校区の自治協議会を始め、衛生連合会を中心とした地区組織と「健康福祉のまちづくり懇談会」を開催し、校区の健康づくり事業を進めている。関係機関とのネットワーク会議では、高齢者・母子・健康づくりに関する保健・医療・福祉の各種関係機関等が情報共有・連携体制の協議を通じてそれぞれの役割を明確にし、連携をより強化することにより保健福祉の推進を目指している。

会 議 の 名 称	令和 4 年度	令和 3 年度
健康福祉のまちづくり懇談会	21回	4 回
関係機関とのネットワーク会議	74回	56回

9 くらしの衛生・食の安全

(1) 環境衛生

① 施設数及び監視件数等

環境衛生関係営業施設について監視を行うとともに、衛生上の基準の遵守状況について検査を実施し、不適となった施設については適正に管理を行うよう指導した。

なお、一部施設の監視については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、立入検査に代えてアンケート調査等を実施し、調査結果に基づき必要な指導・助言を行った。

(単位：箇所、件)

営業分類		施設数	監視 件数	検査件数				
				適	不適	令和4年度の不適項目		
許 可 等 施 設	興行場	令和4年度	35	1	7	0		
		令和3年度	34	2	40	0		
	旅館	令和4年度	360	116	23	2	照度、残留塩素	
		令和3年度	378	138	50	0		
	公衆浴場	令和4年度	151	61	494	19	照度、残留塩素 レジオネラ属菌	
		令和3年度	184	35	359	20		
	理容所	令和4年度	162	12	0	0		
		令和3年度	160	11	0	0		
	美容所	令和4年度	559	109	0	0		
		令和3年度	524	102	0	0		
	クリーニング所	令和4年度	214	20	0	0		
		令和3年度	247	11	9	1		
	化製場 畜舎家きん舎	令和4年度	14	3	0	0		
		令和3年度	20	4	0	0		
温泉利用施設	令和4年度	30	11	0	0			
	令和3年度	33	6	0	0			
水 道 法 等 施 設	専用水道	令和4年度	28	7	10	0		
		令和3年度	27	7	9	0		
	簡易専用水道	令和4年度	1,054	38	17	2		残留塩素
		令和3年度	1,069	22	21	1		
そ の 他	特定建築物	令和4年度	446	12	73	10	相対湿度、残留塩素（または湯温）	
		令和3年度	443	15	102	8		
	遊泳用プール	令和4年度	12	11	39	1	KMnO <sub>4</sub> 消費量	
		令和3年度	13	0	0	0		
	社会福祉施設等	令和4年度	393*	16	8	1	レジオネラ属菌 ※認可外保育所を含む施設数	
		令和3年度	393*	10	24	2		
合 計	令和4年度	3,458	417	671	35			
	令和3年度	3,525	363	614	32			

(2) 食品衛生

① 施設数及び監視件数等（食品衛生法に基づく許可及び届出施設等）

食品衛生法に基づく許可施設、学校・病院等の集団給食施設等の届出施設について監視指導を行った。※食品衛生法改正により令和3年度6月1日から届出制度が新設

区 分		令和4年度	令和3年度
施設数	許可	8,872件	8,441件
	届出	4,085	3,702
許可件数 (新規)	許可	1,893	1,887
	届出	881	4,395
廃止件数	許可	1,462	3,238
	届出	498	693
監視件数	許可	3,038	2,091
	届出	259	422

② 収去検査（添加物等の理化学検査及び細菌数等の細菌検査）

飲食による危害の発生を未然に防止することを目的として、市内で製造又は流通している食品等について収去検査を実施した。

区 分		令和4年度	令和3年度	令和4年度の不良、要指導の内容
収 去 件 数※1		151	128	
理化学検査	検体数	68	68	<b>【不良】</b> 辛子明太子（表示にない着色料検出）1件 折り紙（指定外着色料溶出）1件 <b>【要指導】</b> そうざい（細菌数基準値超過、大腸菌群検出）1検体 そうざい（細菌数基準値超過）1検体 菓子（大腸菌群検出）1検体
	不良※2	2	0	
	要指導※3	0	0	
細菌検査	検体数	107	88	
	不良※2	0	0	
	要指導※3	3	6	

注※1 収去件数：収去した食品の数

※2 不良：食品衛生法規格基準違反、食品表示法違反

※3 要指導：福岡市食品衛生成分規格指導基準に不適合

③ 食中毒発生状況（博多区内）

年度	件数	発生日	発生場所	患者数	病因物質	原因施設	処分等
令和4年度	8件	5月8日	博多区	1	アニサキス	飲食店	指導票交付
		5月29日	博多区	1	アニサキス	飲食店	指導票交付
		8月24日	博多区	1	アニサキス	飲食店	指導票交付
		1月9日	博多区	1	アニサキス	飲食店	指導票交付
		1月13日	博多区	1	アニサキス	飲食店	指導票交付
		2月4日	博多区	477	ノロウイルス GⅡ.4	飲食店	営業禁止
		2月17日	博多区	1	アニサキス	飲食店	指導票交付
		3月15日	博多区	1	アニサキス	販売店	指導票交付
令和3年度	6件	6月26日	博多区	1	アニサキス	販売店	指導票交付
		7月31日	博多区	1	アニサキス	飲食店	指導票交付
		7月22日	博多区	31	ノロウイルス GⅡ.2	飲食店	営業禁止
		11月8日	博多区	4	カンピロバクター・ジエ ジュニ/コリ	飲食店	営業停止2日間
		12月3日	博多区	2	アニサキス	飲食店	指導票交付
		3月16日	博多区	1	アニサキス	販売店	指導票交付

(3) 苦情相談件数

① 環境衛生

苦情内容	令和4年度	令和3年度
環境衛生営業施設等	19	16
飲料水	4	3
その他	0	0
計	23	19

② 食品衛生

苦情内容	令和4年度	令和3年度
表示	6	11
体調異常	19	18
異物混入	15	16
異味・異臭	6	5
取扱不良	19	11
変質腐敗	1	0
カビ	0	0
その他	23	26
計	89	87

(4) 衛生講習会

食品衛生関係営業施設に対する衛生講習会を実施した。

区分	令和4年度	令和3年度
講習会回数（対面式）	8回	4回
受講者数	177人	88人
オンライン講習会 受講者数	995人	746人

(5) 市民啓発事業

① 食品衛生月間体験型学習

ア 実施年月日

令和4年8月2日（火）

イ 内容

Web会議アプリ「Zoom」を用いたオンライン教室  
（手洗い実習、チョコレート菓子作り）

18組 31名参加

10 医薬業務

(1) 医薬業務

① 医務関係施設数及び立入件数

医療法等に基づく管内の施設数は、次のとおりである。計画に基づき立入検査を実施し、適正に運営されるよう指導した。

	令和4年度		令和3年度		定期立入頻度
	施設数	立入数	施設数	立入数	
病院	17	21	18	21	1回/年
診療所	303	63	299	96	1回/3年(有床)
歯科診療所	174	37	176	50	1回/5年(無床)
施術所等	423	30	412	31	適宜
計	917	151	905	198	

② 薬務関係施設数及び立入件数

医薬品医療機器等法（正式名称：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。平成26年11月25日より、薬事法から法律名称が変更されたもの。）等に基づく管内の施設数は、次のとおりである。計画に基づき立入検査を実施し、適正に運営されるよう指導した。

	令和4年度		令和3年度		定期立入頻度
	施設数	立入数	施設数	立入数	
店舗販売業	93	41	90	27	1回/3年
高度管理医療機器等販売貸与業	573	130	570	82	1回/6年
管理医療機器販売業貸与業	1,966	0	1,968	0	適宜
薬局 ※1	156	34	131	45	1回/5年
毒物劇物販売業 ※2	405	80	391	46	現物有1回/3年 現物無1回/6年
計	3,193	285	3,150	200	

※1 薬局製造販売医薬品製造業・製造販売業を含む

※2 特定毒物研究者、毒物・劇物業務上取扱者を含む

福岡県知事が許可をする麻薬関係および卸売販売業、配置販売業については、書類の受付を行い県庁へ送付した。

③ 医療安全相談

医療安全相談窓口における令和4年度の相談件数は、次のとおりである。

(単位；件)

内容	医療行為・医療内容	接遇	費用	カルテ開示等	その他	合計
件数	55	40	12	8	51	166

(2) 統計業務

① 人口動態調査

人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とした調査であり、その件数は次のとおりである。

(単位；件)

区分	令和4年	令和3年
出生	2,001	2,096
死亡	1,904	1,877
死産	7	12
婚姻	2,415	2,269
離婚	460	473

② 病院報告

病院等における患者の利用状況等を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とした調査であり、その内容は次のとおりである。

区 分		令和4年	令和3年
入院	在院患者延数	640,793	658,808
	新入院患者数	30,302	29,757
	退院患者数	30,388	29,754
外来患者延数		647,525	635,514

③ 国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とした調査である。令和4年度は千代4丁目等10単位地区で調査を行った。

④ 医師、歯科医師、薬剤師調査等（1回/2年）

医師、歯科医師及び薬剤師等について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする調査である。今回からオンラインでの提出も認められたため、紙での提出分のみを受付けた。

(3) 医療従事者免許関係事務

医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、栄養士免許の新規申請、書換え交付申請、再交付申請の受付および免許証の交付を行った。

# 議題3 令和5年度事業計画について

## 第1 健康課

### 1 健康課の主要事業

#### (1) 感染症危機管理対策

新型コロナウイルス感染症については、国の感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直しにあわせ、保健医療局感染症対策部と連携しながら、感染拡大や重症化防止のための基本的な感染対策を推進していくとともに、平時には、感染症発生時の重症化リスクが大きな高齢者施設等への講習・監視指導を実施していく。

また、世界水泳福岡大会の安全な開催に向けて、想定される感染症へのシミュレーション・研修等を実施し、発生時の迅速な対応につなげていく。

#### (2) 特定健診受診率向上

「博多区特定健診受診率向上プロジェクト会議」をベースに関係課（健康課・地域保健福祉課・保険年金課）が連携を図り、地域の実情に応じた健康に関する啓発活動等を実施し、特定健診の受診率向上を推進していく。健診については、感染対策等に十分配慮し、安全な環境で適正に実施していく。

### 2 健康づくり

#### (1) 食育推進事業

伝統ある博多の食文化の継承、望ましい食生活の実践（生活習慣病予防）、食に関する知識や情報を判断する力の習得を目的としている。各世代に応じた食育を推進し、市民及び地域コミュニティが主体的に食育推進等に取り組めるように、5年度においても食育のボランティア団体である博多区食生活改善推進員協議会と協働し実施する。

#### (2) 結核対策

① 結核患者に対する支援や感染拡大防止のための接触者健診を継続する。また、結核予防についての啓発活動を行う。

② 高まん延国からの入国者に結核が増加していることから、日本語学校と協働し健診の重要性を啓発する。

#### (3) 感染症対策

① 感染症法に基づいた防疫活動を衛生課と連携しながら行う。

② 性感染症に対しては、引き続き関係機関と連携して啓発や検査を行う。

③ 院内感染対策について、区内医療機関との意見交換会等により、連携強化に努める。

#### (4) 栄養改善・食育推進

① 健康増進法に基づき、市民の健康の増進を図るため、乳幼児から高齢者までの栄養・食事の指導及び助言を行うとともに、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（特定給食施設）について、栄養管理に関する指導及び助言を行う。

② 第4次福岡市食育計画に基づき、博多ならではの郷土料理や和食の伝承、人材育成に重点を置いた食育推進を図る。

#### (5) 指定難病対策

難病医療費助成制度における申請受付を行う。また、難病講演会の開催による患者や家族への情報提供等の支援を行う。



### 3 母子保健

- (1) 保健福祉センター内の「子育て世代包括支援センター」において、子ども関係各課（健康課、地域保健福祉課、子育て支援課）の連携を充実させ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を強化する。
- (2) 母子健康手帳を交付し、手帳交付時の面談時に、「出産・子育て応援事業」についての周知をおこなう。母子保健相談員による電話相談等を実施し、伴走型の支援をおこなう。
- (3) 乳幼児健診により、乳幼児期の健康・発育状態を正しく知り、心身ともに健やかに育つよう支援する。1歳6か月児健診・3歳児健診は、「保健福祉センター」と「さざんびあ博多」で実施。3歳児健診では、9月から弱視・斜視の早期発見のための屈折検査を導入予定。4か月児健診は医療機関委託であるが、8月から一部デジタル化が予定されているため、健診結果に基づく支援をタイムリーにおこなう。
- (4) 生後4か月までに全ての家庭を訪問する「新生児全戸訪問」を実施し、専門職による健康状態や育児上の相談等を実施する。

### 4 精神保健福祉関係業務

- (1) うつ病予防対策  
自殺予防対策として、「うつ病予防講座」を実施し、うつ病に対する理解を深めるための啓発活動を行う。また、相談窓口等の案内チラシを健康課窓口に設置し、情報提供を行う。
- (2) アルコール保健対策  
福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に基づき、飲酒運転違反者に対する適正飲酒指導を実施する。
- (3) 精神障がい者の社会復帰・福祉対策  
障害者総合支援法に基づく計画相談支援の実施に伴い、障がい福祉サービスがスムーズに利用できるように支援していく。  
障がい者の福祉に関する様々な問題について、小学校区を基礎として、より地域に密着した相談窓口として区障がい者基幹相談支援センターを設置し、相談等に対応している。  
(市内14カ所、うち博多区は2カ所)  
また、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、区障がい者基幹相談支援センターと連携し、保健・医療・福祉とのネットワーク会議を開催する。
- (4) 精神適正医療対策  
精神保健福祉法に基づく措置診察・措置入院に関する業務を実施する。  
また、平成30年3月に、措置入院後、継続的かつ確実に包括的な支援を提供することを目的として、自治体が退院後支援に関する計画を作成するためのガイドラインが厚生労働省から出されている。  
福岡市でも同年9月からガイドラインに基づいた退院後支援を実施しており、引き続き取り組みを進めていく。

## 第2 地域保健福祉課

### 1 事業方針

#### (1) 成人保健・高齢者保健

継続的に健康づくりや介護予防を推進し、区民の健康寿命の延伸・生活の質の向上を図る。

#### (2) 母子保健

誰もが安心して子育てすることができ、子どもがすこやかに育つ地域づくりを進める。

### 2 重点事業

#### (1) 成人保健・高齢者保健

##### ① 健康日本21福岡市計画の推進

- ・校区における健康づくり推進組織の育成とネットワークづくりをめざして、健康福祉のまちづくり懇談会（全22校区）にて意見交換を行い、各校区の健康目標に向けた健康日本21事業への取り組みを、地区組織と共働で推進する。
- ・働き世代への生活習慣病予防の知識の普及や啓発、女性の健康づくりの取り組みを推進する。
- ・特定健診（よかドック）の受診率向上に向けた取り組みを地区組織と共働で推進する。
- ・認知症初期集中支援推進事業の取り組みにより認知症支援の強化を図る。

##### ② 高齢者の健康づくり・介護予防をめざした取り組み

- ・健康寿命の延伸をめざし、介護予防・認知症予防の普及啓発を行い、健康づくりへの継続的な取り組みにつながるよう支援を行う。
- ・認知症予防の推進、「健康づくり・介護予防自主グループ」の育成等住民の主体性を引き出す支援を推進する。
- ・高齢者が主体的に健康づくりに取り組む「よかトレ実践ステーション」の創出を推進する。
- ・介護予防地域リーダー（サポーター）を養成し、地域の中で高齢者の継続した健康づくり・介護予防の取り組みを推進する。
- ・認知症サポーター養成講座などを通して、認知症に対する理解と対応についての普及啓発を行い、地域の中で相互に支え合い、助け合うネットワークづくりを推進する。

\* 高齢者の健康づくり・介護予防の取り組みについては、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの中の1つとして位置づけながら推進していく。

#### (2) 母子保健

##### ① 児童虐待防止の取り組み

- ・虐待ハイリスクケース（世帯）の早期発見・早期支援体制の強化と個別支援の充実を図るため、関係課による処遇方針会議の開催。
- ・健診未受診者等のハイリスクケースに対する支援体制の強化充実。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うことを目的に、健康課、子育て支援課、地域保健福祉課の3課を子育て世代包括支援センターとして位置づけ、医療機関や地域の関係機関、他課等と連携し支援体制の充実を図る。

##### ② 地域子育て交流支援事業の推進

- ・安心して子育てができる環境づくりのため、子育て交流サロンや育児サークルの運営支援および参加者の育児教育や育児相談を行う。

##### ③ 博多元気子育て支援事業の推進

- ・若年妊婦支援  
19歳以下の妊婦について妊娠届時に面接を行い、育児情報等を提供する。
- ・子育てホッとひろば はかたん

## 第3 衛生課

### 1 事業方針

#### (環境衛生)

環境衛生関係施設の衛生水準の維持向上により公衆衛生の維持確保と市民の安全で快適なくらしを確保するため、「生活衛生関係施設の衛生確保」、「社会福祉施設の衛生対策支援」、「飲用水の安全確保」及び「市民への情報提供」の4つを柱に施策を実施する。

#### (食品衛生)

「福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針」の基本理念である「市民が『食の安全安心』を得ることができる都市」の実現に向けて、「令和5年度福岡市食品衛生監視指導計画」に従い効率的かつ効果的に食品関連事業者に対する監視指導、収去検査等を実施していくとともに、事業者自らによる自主的衛生管理体制の推進を図る。

また、市民が食品に対する正しい知識と理解を深めることができるよう、食の安全に関する情報提供や食中毒予防の啓発等を実施する。

#### (医療安全及び保健衛生)

医療法及び医薬品医療機器等法の規定に基づく監視指導を行い、必要な指導又は措置を行うことにより医療安全及び保健衛生の向上を図る。

また、市民へは医薬品啓発講習会、医療機関へは医療の安全に関する研修を行い、適切な啓発活動を行う。

### 2 重点事業

#### (1) 民泊の適正化の推進

コロナ禍において、民泊形態の宿泊施設は減少傾向にあるが、対面でのチェックインからICTを活用した非対面チェックインに切り替える等、新たな運営方法を検討・導入する施設が増えている。これらの宿泊施設は住居と近接することが多いことから、市民の不安につながる苦情等を防ぎ、適切な運営がなされるよう、夜間監視等を引き続き実施する。

#### (2) 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策

公衆浴場・旅館・高齢者福祉施設等の循環式浴槽設置施設でレジオネラ属菌による事故が全国的に発生していることから、これらの施設に対する監視指導を行い、レジオネラ症発生防止のための自主的衛生管理体制の確立を推進する。

#### (3) 食肉の生食を原因とする食中毒防止対策

近年多発している食肉の生食を原因とするカンピロバクター等による食中毒を防止するため、鶏刺しなどの生又は加熱不十分な鶏肉等の提供を行う施設を対象に、カンピロバクター食中毒に特化した講習会を行うとともに重点的に立入調査を行い、食中毒発生リスクを低減するための監視指導を実施する。

また、市民、特に患者数が多い若年層に対しては、未加熱又は加熱不十分な鶏肉等を食べることの危険性を積極的に周知し、食肉の生食を原因とする食中毒の予防について啓発を実施する。

#### (4) アニサキス食中毒防止対策

アニサキスが寄生している生食用生鮮魚介類を虫体除去等の対策が不十分なまま喫食することによる食中毒が多発している。このため、生食用生鮮魚介類を取り扱う飲食店や販売店等に対し、チラシ等を送付しアニサキス食中毒のリスクについて周知するとともに、アニサキス食中毒予防対策の実施状況の確認を行い、その徹底について指導する。

家庭での調理の際も同様に、適切なアニサキス食中毒予防対策を講じることで、食中毒の予防が図れることから、市政だよりやホームページ等を活用し、消費者に対してアニサキス食中毒の注意喚起及び予防方法の啓発に努める。

(5) HACCP に沿った衛生管理の制度化への対応

改正食品衛生法において、原則として全ての食品関連事業者が、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理を実施することが制度化され、令和3年6月1日に施行されたことから、HACCP に関する基本的な知識、法整備の内容等について、窓口での説明や立入検査等の機会を活用して積極的に情報提供を行う。また、すでに HACCP の導入を進めている食品関連事業者に対しては必要な助言や指導を行う。

(6) 医薬務施設に対する監視・指導

コロナ以前の体制に戻って、年次計画に従い定期立入検査を実施する。特に病院、診療所においては、院内感染対策及び結核に係る健康診断の実施について重点的に実施する。

(7) 市民への啓発事業

食の安全安心やくらしの衛生に関して、実習やスライド等を用いて説明する出張講座「くらしの衛生おたすけ隊」を開催する（開催する場合は、コロナウイルス対策を図りながら実施する。）。 会社員の健康保持や健康増進を図るため、健康課と連携して「会社員のための健康情報定期便」と題したリーフレットを作成し、企業が欲しい、保健所が伝えたい情報を企業の衛生委員会等を通してタイムリーに提供する。

「令和5年度福岡市食品衛生監視指導計画」に基づき、8月を「食品衛生月間」と定め、食品衛生思想の普及啓発等を目的として、公益社団法人福岡市食品衛生協会と共催し、各種事業を実施する。

## ○ 福岡市保健所運営協議会条例

昭和 30 年 3 月 25 日

条例第 23 号

### (設置)

第 1 条 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 11 条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所に保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議会の名称)

第 2 条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称による。

### (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、任期中であっても委員を解任することができる。

### (組織)

第 4 条 協議会に会長 1 名、副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

### (運営)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

第 7 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において行う。

### (その他)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## ○ 福岡市保健所運営協議会条例施行規則

昭和 32 年 2 月 28 日  
規則第 2 号

第 1 条 この規則は、福岡市保健所運営協議会条例（昭和 30 年福岡市条例第 23 号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、20 名以内とする。但し、一の協議会の委員が他の協議会の委員となることを妨げない。

2 協議会の委員は、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他相当と認める者のうちから市長が任命する。

第 3 条 協議会は、年 3 回これを開催する。但し、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 協議会の招集は、開催の日前 3 日までに委員に通知するものとする。

第 4 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第 5 条 関係職員及び議事に関係のある者は、会長の承認を得て会議に出席し、意見を述べることができる。

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## ○福岡市博多保健所運営協議会委員名簿

(順不同、敬称略 令和5年8月1日現在20名)

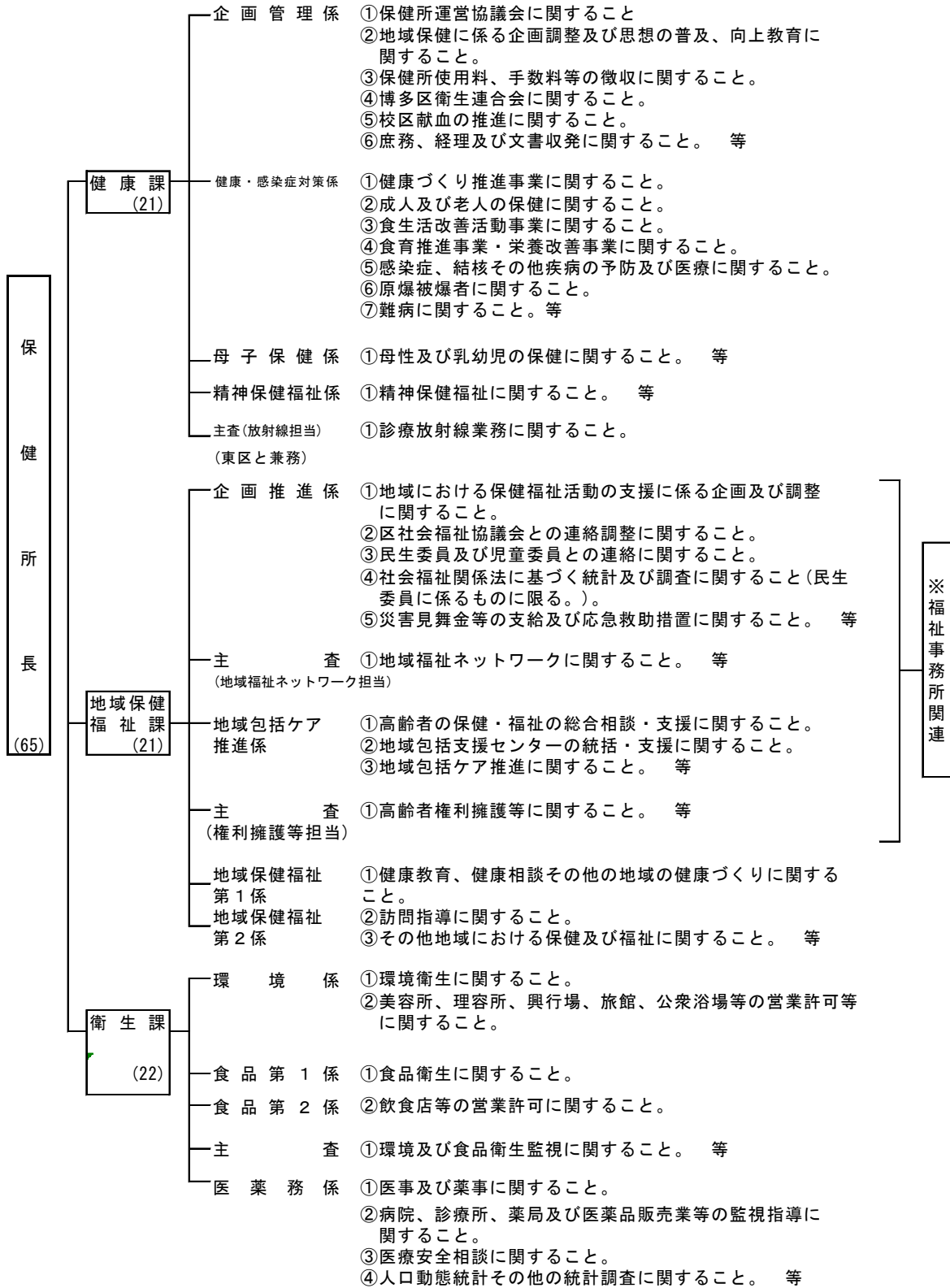
推 薦 団 体	所属団体・役職等	委員の氏名
福岡市議会	福岡市議会議員	川 口 浩
		浜 崎 太 郎
		鬼 塚 昌 宏
博多警察署	博多警察署 生活安全管理官	上 村 功 一
三師会	福岡市博多区医師会 会長	安田 哲二郎
	福岡市博多区歯科医師会 会長	加 茂 公 平
	福岡市博多区薬剤師会	高 木 淳 一
公益社団法人 福岡県看護協会	(公社)福岡県看護協会 福岡2地区支部 会計	香西 江利子
福岡市博多区中学校長会	東住吉中学校 校長	河 北 博 子
福岡市博多区小学校長会	春住小学校 校長	振 原 直 子
福岡市博多区私立保育園園長会	わかば保育園 園長	瀧 本 恵 美 子
公益社団法人 福岡市食品衛生協会	(公社)福岡市食品衛生協会理事	片 山 順 子
福岡県公衆浴場 生活衛生同業組合	福岡県公衆浴場 生活衛生同業組合	松 山 浩 一
福岡県旅館ホテル 生活衛生同業組合	福岡県旅館ホテル 生活衛生同業組合 理事	星 野 光 威
福岡県理容生活衛生同業組合 博多支部	福岡県理容生活衛生同業組合 博多支部 支部長	芳 賀 肇
福岡市博多区公民館館長会	博多区公民館館長会 総務	青 木 毅
博多区民生委員児童委員協議会	博多区民生委員・児童委員協議会 副会長	古 賀 絹 代
博多区自治協議会長連絡協議会	博多区自治協議会長連絡協議会 会計	牧 山 篤 盛
博多区衛生連合会	博多区衛生連合会 会長	石 井 早 苗
博多区男女共同参画代表者会	博多区男女共同参画代表者会 監事	石 田 加 代 子

資料 1

博多保健所の事務分掌

(博多区保健福祉センター：定数)

5.4.1



※福祉事務所関連



○ 博多保健所関係役付職員名簿（令和5年8月1日時点）

役 職 名	氏 名
博多保健所長	園 田 紀 子
健康課長	安 永 夏 樹
企画管理係長	宇 野 夕 美
健康・感染症対策係長	後 藤 憲 彦
母子保健係長	宮 本 悦 子
精神保健福祉係長	西 村 忍
主査（放射線担当） ※1	中 村 芳 子
地域保健福祉課長	大久保 典子
地域保健福祉第1係長	水 崎 亜 紀
地域保健福祉第2係長	徳永 佳代子
地域包括ケア推進係長	上 田 里 佳
衛生課長	杉 山 祐 治
環境係長	望 月 啓 介
食品第1係長	池 尻 康 孝
食品第2係長	松 崎 太 郎
主査（環境及び食品衛生担当）	田 辺 智 子
医薬務係長	池 田 嘉 子

※1 東区健康課主査 兼任